

令和元年8月13日

旭川空港内免税店にて液体物の不正開封防止袋（STEBs）導入のお知らせ

旭川空港では、当空港を出発し、海外の空港で国際線乗り継ぎのお客様の利便性の向上のため、当空港の国際線待合室内の免税店において、100mlを超える酒・化粧品等の液体物を購入いただけるように、以下のとおり液体物販売の取り扱いを変更し、**STEBs**（液体物の不正開封防止袋）（*1）を導入いたします。

- **取扱変更日**：2019年8月14日（水）より
- **対象店舗**：旭川空港直営免税店「ASAHIKAWA AIRPORT DUTY FREE」
※国際線出発待合室内（出国手続き後）。詳しくは「STEBs 取り扱い免税売店図」をご確認ください。
- **対象の方**：旭川空港を出発し、海外の空港で乗継予定がある方
- **対象の荷物**：機内持ち込み手荷物
※チェックイン時に預けるスーツケース等の受託手荷物は対象外です。

変更前

旭川空港を出発し、海外の空港で国際線乗り継ぎのお客様へは、海外の乗り継ぎ空港において液体物に対する量的制限規制（*1）があるため、空港内免税店において100mlを超える酒・化粧品等の液体物の販売を控えておりました。



変更後

旭川空港を出発し、海外の空港で国際線乗り継ぎのお客様も、購入された液体物をSTEBsに封入することで、購入できるようになります。

※現在は旭川空港直営免税店「ASAHIKAWA AIRPORT DUTY FREE」のみでのお取り扱いとなっております。

※乗り継ぎが無いお客様は、従来通り出国手続き後の免税店で購入されたものは機内にお持ち込みいただけます。

【注意】

- ・STEBsの通過を承認していない国があり、乗継検査場を通過できない場合があります。※乗継空港でSTEBsが導入されているかご確認のうえ、お買い求めください。
- ・STEBsの承認国であっても、現地の保安検査官の判断が優先され、乗継検査場を通過できない場合もございます。
- ・空港外または空港で保安検査前にご購入いただいた液体物につきましては、従来どおり量的制限の対象となりますので、航空会社へ受託手荷物としてお預けいただく必要があります。
- ・ご不明点にご利用の航空会社にご確認ください。

*1 STEBs（Security Tamper Evident Bags）：

液体物に対して不正干渉を防止するため、国際的にルール化された特別な袋

STEBsを乗り継ぎ検査前に開封すると、STEBsに開封した痕跡が残り、液体物の安全性が担保できないことから、空港内免税店で購入した液体物であっても、乗り継ぎ先空港の保安検査場を通過することができません。

*2 量的制限規制：

100mlを超える液体物を航空機内へ持ち込むことを制限する国際的なルール。

100mlを超える液体物を所持したまま日本出発時の保安検査場を通過できないことと同様に、空港内免税店において購入した100mlを超える液体物を所持したまま乗継空港の保安検査場は通過できません。

（ただし、100ml以下の液体物は、100ml以下の個々の容器に入れ、さらに1ℓ以下の無色透明なジッパー付きのプラスチック袋に入れることにより、1人1袋まで機内への持ち込みができます。）

[国際線の航空機客室内への液体物持ち込み制限について](#)